

議案第 25 号

松阪市印鑑条例の一部改正について

松阪市印鑑条例（平成 17 年松阪市条例第 146 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 17 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市印鑑条例の一部を改正する条例

松阪市印鑑条例（平成 17 年松阪市条例第 146 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しないもの（前号に掲げる者を除く。)

第 5 条第 3 項中「記録されている」を「記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第 6 条第 1 項第 4 号中「（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）」を削り、同項第 7 号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。